

マイナンバー法施行に伴う
指定介護(予防)サービス事業所説明会



さいたま市保健福祉局福祉部介護保険課
平成27年12月21日(月)

マイナンバー制度



マイナンバー制度の導入趣旨

番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）である。

社会保障・税・災害対策の各分野で番号制度を導入

効果

- より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公正化が図られる
- 真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能となる
- 大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援に活用できる
- 社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られる
- ITを活用することにより添付書類が不要となる等、国民の利便性が向上する
- 行政機関から国民にプッシュ型の行政サービスを行うことが可能となる

実現すべき社会

- より公平・公正な社会
- 社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会
- 行政に過誤や無駄のない社会
- 国民にとって利便性の高い社会
- 国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会

出典：マイナンバー-社会保障・税番号制度 概要資料 平成27年11月版（内閣官房 社会保障改革担当室／内閣府 大臣官房 番号制度担当室）

平成28年1月から、
社会保障、税、災害対策の行政手続で
マイナンバーが必要になります。



マイナンバーは社会保障・税・災害対策分野の中で法律で定められた行政手続にしか使えません。

社会保障

年金 労働
医療 福祉

税

災害対策

- ・年金の資格取得や確認、給付
- ・雇用保険の資格取得や確認、給付
- ・ハローワークの事務
- ・医療保険の給付の請求
- ・福祉分野の給付、生活保護 など

- ・税務当局に提出する申告書、届出書、調書などに記載
- ・税務当局の内部事務

など

- ・被災者生活再建支援金の支給
- ・被災者台帳の作成事務

など

※ このほか、社会保障、地方税、災害対策に関する事務やこれらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができます。

出典：マイナちゃんのマイナンバー解説（内閣官房 社会保障改革担当室／内閣府 大臣官房 番号制度担当室）

マイナンバー制度の概要 ～行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律～	
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個人番号及び法人番号の利用に関する施策の推進は、個人情報の保護に十分に配慮しつつ、社会保険制度、税制、災害対策に関する分野における利用の促進を図るとともに、他の行政分野及び行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行われなければならない（第3条第2項）。
個人番号	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村長は、法定受託事務として、住民票コードを変換して得られる個人番号を指定し、通知カードにより本人に通知（第7条第1項）。盗用、漏洩等の被害を受けた場合等に限って変更可（第7条第2項）。中長期在留者、特別永住者等の外国人住民も対象。 ○ 個人番号の利用範囲を法律に規定（第9条）。①社会保険分野・税分野・災害対策分野で利用、②当該事務に係る申請・届出等を行う者（代理人・受託者含む）が事務処理に必要な範囲での利用、③災害時の金融機関での利用に限定。 ○ 番号法に規定する場合を除き、他人に個人番号の提供を求めることは禁止（第15条）。本人から個人番号の提供を受ける場合、個人番号カードの提示を受ける等の本人確認を行う必要（第16条）。
個人番号カード	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村長は、顔写真付きの個人番号カードを交付（第17条第1項）。この場合、通知カードの返納を受ける。 ○ ①市町村は条例で定めるところにより、②政令で定めるもの（民間事業者等）は政令で定めるところにより、総務大臣が定める安全基準に従って、ICチップの空き領域を利用することができる（第18条）。※民間事業者については、当分の間、政令で定められないものとする。
個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> ○ 番号法の規定によるものを除き、特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）の収集・保管（第20条）及び特定個人情報ファイルの作成を禁止（第28条）。 ○ 特定個人情報の提供は原則禁止。ただし、行政機関等が情報提供ネットワークシステムを使用しての提供など、番号法に規定するものに限り可能（第19条）。※民間事業者は、情報提供ネットワークシステムを使用できない。 ○ 情報提供ネットワークシステムで情報提供を行う際の連携キーとして個人番号を用いない等、個人情報の一元管理ができない仕組みを構築。 ○ 国民が自宅のパソコンから情報提供等の記録を確認できる仕組み（マイナポータル）の提供（附則第6条第5項）、特定個人情報保護評価の実施（第27条）、特定個人情報保護委員会の設置（第30条）、罰則の強化（第67条～第77条）など、十分な個人情報保護策を講じる。
法人番号	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国税庁長官は、法人等に法人番号を通知（第58条）。法人番号は原則公表。※民間での自由な利用も可。
検討等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法施行後3年を目途として、個人番号の利用範囲の拡大について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずる。 ○ 法施行後1年を目途として、特定個人情報保護委員会の権限の拡大等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。
出典：マイナンバー-社会保険・税番号制度 概要資料 平成27年11月版（内閣官房 社会保障改革担当室／内閣府 大臣官房 番号制度担当室） 2	

マイナンバーを利用する 介護保険の事務



介護保険法とマイナンバー法

介護保険法		マイナンバー法※
介護保険法 施行令	介護保険法 施行規則	別表第一及び第二に 関する主務省令
さいたま市 介護保険条例		さいたま市個人番号の 利用に関する条例
さいたま市 介護保険条例施行規則等		さいたま市個人番号の 利用に関する条例施行規則

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

マイナンバーの利用事務とは

介護保険制度におけるマイナンバー
を利用する事務って何があるの？



- ・ 介護保険資格業務
- ・ 要介護（要支援）認定関係事務
- ・ 介護保険料の算定（賦課）や徴収事務
- ・ 介護給付に関する事務

マイナンバー利用事務の 介護保険各種申請書類の取扱い



マイナンバーを記載する申請書

- 「個人番号利用事務等実施者」は「本人」からマイナンバーの提供を求めることができる
(マイナンバー法第14条)
- さいたま市介護保険施行規則の改正等（様式改正）
(平成28年1月1日施行予定)
様式に「**個人番号（マイナンバー）欄**」が追加されます
- マイナンバーが記載された申請書の「本人確認」
「**申請者の身元確認**」と「**個人番号確認**」が必要になります
(マイナンバー法第16条)

マイナンバーを記載する申請書 (要介護(要支援)認定関係事務)

	申請書名称	事務内容
1	介護保険 要介護（更新）認定 要支援（更新）認定 申請書兼区分変更申請書	要介護（要支援）の認定を受けるための申請書
2	介護保険 サービスの種類指定変更申請書	サービスの種類を指定し変更するための申請書

参考資料：介護保険最新情報Vol.496/Vol.497（平成27年9月29日）及びVol.506（平成27年12月15日）

マイナンバーを記載する申請書 (介護保険資格／介護保険料算定(賦課)及び徴収事務)

	申請書名称	事務内容
1	介護保険資格取得・異動・喪失届	資格異動に関する届出
2	介護保険 被保険者証等再交付申請書	被保険者証や負担割合証等の交付及び再交付の申請
3	介護保険 住所地特例 適用・変更・終了届	住所地特例の適用・変更・終了の届け出
4	介護保険料減免・徴収猶予申請書	介護保険料の減免や徴収猶予を受けるための申請
5	介護保険支払い方法変更（償還払い）終了申請書	償還払いの記載の削除の申請
6	介護保険給付額減額免除申請書	給付額減額の記載の削除の申請

参考資料：介護保険最新情報Vol.496/Vol.497（平成27年9月29日）及びVol.506（平成27年12月15日）

マイナンバーを記載する申請書 (介護給付に関する事務)

	申請書名称	事務内容
1	居宅サービス計画作成依頼 (変更)届出書	居宅サービス計画の作成を依頼(変更)するための届出
2	介護予防サービス計画作成依頼 (変更)届出書	介護予防サービス計画の作成を依頼(変更)するための届出
3	介護保険(負担限度額)認定申請書	低所得の方が施設を利用する際、食費・居住費を負担軽減する制度の申請
4	介護保険高額介護(予防)サービス費支給申請書	利用者負担額が高額になった際、限度額を超えた額の支給を受けるための申請
5	基準収入額適用申請書	高額介護(介護予防)サービス費の限度額を現役並み区分の適用をしないための申請
6	介護保険高額医療合算介護(予防)サービス費支給申請書	医療と介護の利用者負担額が高額になった際、限度額を超えた額の支給を受けるための申請

参考資料：介護保険最新情報Vol.496/Vol.497(平成27年9月29日)及びVol.506(平成27年12月15日)

マイナンバーを記載する申請書 (介護給付に関する事務)

	申請書名称	事務内容
7	介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書	福祉用具購入費の支給を受けるための申請
8	介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書	住宅改修費の支給を受けるための申請
9	介護保険居宅介護(介護予防)サービス費等支給申請書	償還払いとして、保険給付を受けるための申請
10	介護保険利用者負担額減額・免除申請書	災害等により、利用者負担額の減額あるいは免除を受けるための申請
11	利用者負担額減額免除等申請書(旧措置入所者に関する認定申請)	旧措置入所者の利用者負担額の減額あるいは免除を受けるための申請

参考資料：介護保険最新情報Vol.496/Vol.497(平成27年9月29日)及びVol.506(平成27年12月15日)

マイナンバーを記載する申請書の例 (要介護・要支援認定申請書)

様式第5号(第10条関係)

介護保険 要介護(更新)認定・要支援(更新)認定申請書兼区分変更申請書
(宛先)さいたま市長
次のとおり申請します。

申請区分 新規 更新 変更 転入 申請年月日 平成 年 月 日

被保険者番号	個人番号										
フリガナ											
被 氏 名	生年月日					年 月 日					
	性別 男・女 歳										
保 住 所	電話番号 ()										
	要介護状態区分 1 2 3 4 5					要支援状態区分 1 2					
險 前 回 の 要 介 護 認 定 の 結 果 等	有効期間 年 月 日 から 年 月 日 まで										
	変更申請の理由										
者 病 院 ・ 施 設 の 入 院 ・ 入 所 (短期入所を除く)	介護保険施設・医療機関等の名称										
	所在地 病棟 階 号室										
主 治 医 療 機 関 名	電話番号 ()										
	主治医の氏名 (診療科)					(科)					
最終受診日 年 月 日											

意見書記載は1名の医師に限られます。

マイナンバーを記載する申請書の例 (居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書)

様式第13号(第18条関係)

居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書

年 月 日

(宛先)さいたま市長
次の指定居宅介護支援事業者に居宅サービス計画の作成を依頼(変更)することを届出します。

フリガナ	被保険者番号										
被保険者氏名	個人番号										
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日					性別 男・女					
住 所	電話番号 ()										
	居宅サービス計画の作成を依頼(変更)する事業者										
事業所番号											
事業所名											
所在地 〒											
電話番号 ()											

介護保険制度の申請手続き

- 申請手続きを行える者

- 被保険者本人（介護保険法27条）

- 被保険者本人以外の場合

- 介護保険法に規定する申請人・代行者

- 資格異動の届出：本人・世帯主（介護保険法第12条）

- 認定申請：要介護認定申請の代行者（介護保険法第27条）

※被保険者本人から申請手続きの委任を受けたもの

マイナンバーでいう「本人」とは

「本人」の定義 = 自己と同一の世帯に属する者
(マイナンバー法第15条)

※住民票における同一世帯に属する者

マイナンバーでいう「他人」とは

「他人」の定義 = 自己と同一の世帯に属する者以外
(マイナンバー法第15条)

- 本人と別居している親族は？

➢ 「他人」に該当する

自己（被保険者本人）と同一の世帯に属する者ではないため

要介護認定申請代行者

- 介護保険法第27条の要介護認定申請の代行者は？
本人？ それとも 他人？

➢ 「他人」に該当する。

自己（被保険者本人）と同一の世帯に属する者ではないため

認定申請時の留意点

- マイナンバー制度施行前（いままで）
申請手続きを行える者：法第27条に規定する被保険者本人
または代行申請者
添付書類：被保険者証
- マイナンバー制度施行後（これから）

代行申請者 = 本人以外 = 「他人」

(マイナンバー法)
➢ 本人からの**委任**により申請行為を行うため委任状が必要

代理権の確認・委任状

- ケアマネジャー等が代理権を授与された場合
➢ 委任状が必要
委任状には、代理人本人の氏名、生年月日、住所または
ケアマネジャー等が属している事業所の所在地および名称を記入
➢ 必要なもの
代理人本人が事業所に属していることがわかる証明書
(社員証など)の提示または委任状へ事業所印の押印
- 委任内容
(例) 介護保険要介護認定申請について

※申請書の不備に係る訂正は、訂正印が必要です。
代理人の印鑑をご持参いただくことをお勧めします。

マイナンバー利用事務の申請に 関する本人確認



マイナンバー利用事務の申請手続き

マイナンバーの提供における本人確認
(マイナンバー法 第16条)
「マイナンバーの確認」と「身元確認」

本人	本人以外（他人）
被保険者本人 被保険者本人と同一の世帯に属する者	被保険者本人と同一の世帯に属する者 以外 居宅介護支援専門員 介護施設職員 地域包括支援センター職員 など

本人による申請の場合

●申請に必要なもの

①申請者の身元確認	②個人番号の確認
本人の個人番号カード 運転免許証等 写真つきの官公署発行の書類 上記のうち、いずれか1つ	被保険者本人の個人番号カード 被保険者本人の通知カード 被保険者本人の個人番号が記載された 住民票の写し 被保険者本人の個人番号が記載された 住民票記載事項証明書 上記のうち、いずれか1つ
※上記資料による確認が困難な場合には、官公署から発行された書類、たとえば、公的医療保険の被保険者証、年金手帳など、所定の書類を2つ以上提示していただくことになります。	

本人以外の者による申請の場合

●代理権を授与された者による申請

- 法定代理人 ➤ 戸籍謄本その他その資格を証明する書類
- 任意代理人 ➤ 委任状

※困難な場合は、被保険者本人の介護保険被保険者証など官公署等から被保険者本人に対し発行された書類で確認

●使者による申請

代理権の授与を行わず、ケアマネジャー等が代わりに提出する場合

本人以外の者による申請の場合 (ケアマネジャー等が代理権を授与された場合)

●申請に必要なもの

①代理権の確認	②代理人の身元確認	③本人の個人番号確認
委任状 ※法定代理人の場合は、 戸籍謄本その他その資 格を証明する書類	代理人の個人番号カード 運転免許証 など 官公署から発行された写真 つきの証明書など 居宅介護支援専門員証 も可能	被保険者本人の 個人番号カード (又は写し) 被保険者本人の 通知カード (又は写し) 被保険者本人の個人番号が 記載された住民票の写し 被保険者本人の個人番号が 記載された住民票記載事項 証明書 (又は写し) 上記のうち、いずれか1つ

本人以外の者による申請の場合 (ケアマネジャー等が使用者として申請する場合)

①被保険者本人の身元確認

②被保険者本人の個人番号確認

➤ケアマネジャー等が個人番号を見ることのないよう、申請書等を封筒に入れ、糊付けするなどの措置をし、提出してください。
なお、この場合、**ケアマネジャー等は、利用者本人に代わって申請書等に個人番号を記載することはできません。**

本人以外の者による使用者申請の場合 (ケアマネジャー等が使用者として提出する場合)

●申請に必要なもの

①本人の身元確認	②本人の個人番号確認
本人の個人番号カード（又は写し）、 運転免許証（又は写し） など	被保険者本人の個人番号カード （又は写し）
官公署から発行された写真つきの証明書（又 は写し） など	被保険者本人の通知カード（又は写し） 被保険者本人の個人番号が記載された住民 票の写し 被保険者本人の個人番号が記載された住民 票記載事項証明書（又は写し） 上記のうち、いずれか1つ

➤ケアマネジャー等が個人番号を見ることのないよう、申請書等を封筒に入れ、糊付けするなどの措置をし、提出してください。

個人番号の記載が困難な場合

- ・個人番号の記載を拒否した場合
- ・個人番号を記載することが困難な場合

未記載のまま申請を受付けます

- 未記載であることの原因を申請者に代理人に確認します。
- 代理権の確認、代理人の本人確認を行います。

代理権の授与が困難な被保険者に係る 申請を行う場合

本人が認知症等で
意思表示能力が著しく低下しており、
代理権の授与が困難である場合等には、申請時に個人番号が
未記載であってもやむを得ない。

【重要】個人番号の取り扱いについて

以下の行為は**禁止**されています
申請時に視認した個人番号を控えて
事業所にストックしておくこと
それを利用して保険者に資格確認を行うこと

➤違反した場合
**特定個人情報保護委員会の措置命令やそれに背いた場合の
罰則の対象**となる可能性あり

マイナンバー総合フリーダイヤル



マイナンバー

「通知カード」「個人番号カード」に関することや、その他マイナンバー制度に関するお問い合わせにお答えします。

 **0120-95-0178** (無料)

※間違い電話が増えています。お掛け間違いのないよう十分に注意してください※

平日 9:30-22:00 土日祝 9:30-17:30 (年末年始12月29日～1月3日を除く)

※ 一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合(有料)

- ・ マイナンバー制度に関すること 050-3816-9405
- ・ 「通知カード」「個人番号カード」に関すること 050-3818-1250

※ 英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応のフリーダイヤル

- ・ マイナンバー制度に関すること 0120-0178-26
- ・ 「通知カード」「個人番号カード」に関すること 0120-0178-27

(英語以外の言語については、平日9:30-20:00 土日祝9:30-17:30 までの対応となります。)

出典：マイナンバー・社会保障・税番号制度 ホームページ (内閣官房 社会保障改革担当室/内閣府 大臣官房 番号制度担当室)

参考

- マイナンバー・社会保障・税番号制度 概要資料 平成27年11月版
- マイナちゃんのマイナンバー解説
- 介護保険最新情報Vol.496 平成27年9月29日
- 介護保険最新情報Vol.497 平成27年9月29日
- 介護保険最新情報Vol.506 平成27年12月15日
- 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン (行政機関等・地方公共団体等編)
- 介護事業者等において個人番号を利用する事務について (依頼) (平成27年12月15日付厚生労働省事務連絡)
- 施設等における特定個人情報の取扱いについて (平成27年12月17日付厚生労働省事務連絡)

※本資料は、平成27年12月21日(月)にさいたま市が開催した事業所説明会で使用した資料に、平成27年12月17日付厚生労働省事務連絡「施設等における特定個人情報の取扱いについて」の内容を加筆・修正したものです。今後の国の動向等によっては変更等が生じる可能性があります。